

「歯科専門職の資質向上検討会歯科技工士ワーキンググループ報告書(案)」  
に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について(案)

平成26年 月 日  
厚生労働省医政局  
歯科保健課

「歯科専門職の資質向上検討会歯科技工士ワーキンググループ報告書(案)」について、平成26年1月29日(水)から平成26年2月19日(水)までご意見を募集したところ、21件のご意見をいただきました。

今般、お寄せいただいたご意見とそれに対する歯科専門職の資質向上検討会歯科技工士ワーキンググループでの議論を踏まえた考え方について、以下のとおり、取りまとめましたのでご報告いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜整理集約しております。

今回ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚くお礼申し上げます。今後とも、厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 1 ご意見の総数

(1)提出件数:21件

(2)内訳:養成施設、個人等

## 2 主要なご意見等の概要およびご意見に対する考え方 別紙のとおり

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	歯科技工士の教育内容の大綱化と単位制の導入する場合、教育現場の体制を整えるための期間を設ける必要がある。(同旨8件)	いただいたご意見を踏まえ、教育現場の体制を整えるため、導入するまでの猶予期間を設ける旨を追記しました。
2	修業年限が2年間の教育では、歯科技工の現場が求める技術水準に満たないため、修業年限を延長する必要がある。(同旨5件)	学生の確保や施設設備の増設等に伴う費用負担が必要となる等、歯科技工士養成施設における経営上の問題が指摘されていることから、歯科技工士技術に関する動向等を踏まえ、次回の見直しの際に、必要に応じて検討する必要があると考えています。
3	歯科技工士養成施設の学級定員について減員を行う場合、経営上の問題等から質の高い教員の確保が困難になる。(同旨9件)	細やかで充実した指導を行う等の教育の質の向上の観点から、歯科技工士養成施設の学級定員の減員を検討していましたが、いただいたご意見を踏まえ、見直しの方向性から削除しました。
4	教育に必要な新たな器具や機械を整備するために、国が補助金等を用意するべき。(同旨2件)	歯科技工士の教育の質の向上から、技術革新や修復材料の多様化にも対応できるように新たな器具や機械を整備することは重要ですが、養成施設に多大な負担がかからないよう配慮する必要があると考えています。
5	歯科技工士国家試験の全国統一については、当然早急に行うべき。(同旨3件)	歯科技工士法の改正法案については、国会に提出されたところ です。
6	国家試験統一後の試験は、現在と同様に各都道府県の会場で実施してほしい。	試験会場は試験運営等の効率性等を図る観点から、会場を集約する必要があるため、想定される受験者数や他の医療関係職種の状態試験実施体制等を踏まえ、検討を行ってまいります。
7	国家試験統一後は実地試験ではなく、学説試験で技能を担保するべき。(同旨9件)	歯科技工士として具備すべき条件について、学説試験のみで評価することは困難であるため、実地試験を実施して、技能を評価していくことが必要であると考えています。現行の都道府県が実施している試験を踏まえた上で、必要な知識及び技能について客観的評価が可能である試験内容を検討する必要があると考えています。
8	国家試験の出題基準について見直しを行う場合、教育現場の体制を整えるための期間を設ける必要がある。(同旨8件)	いただいたご意見を踏まえ、教育現場の体制を整えるため、導入するまでの猶予期間を設ける旨を追記しました。

その他、お寄せいただきましたご意見については、今後の施策の実施に当たり、貴重なご意見として承らせていただきます。

ご意見募集にご協力いただき、ありがとうございました。